

鶴居村告示第14号

鶴居村地域農業経営基盤強化促進計画（令和7年3月31日鶴居村告示第17号）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに鶴居村に意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

鶴居村長 大石 正行

- 1 縦覧期間 令和8年3月16日(月)から令和8年3月30日(月)まで
- 2 縦覧場所 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 鶴居村役場産業振興課
- 3 意見書の提出にあたっての留意事項
  - (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
  - (2) 意見書の提出期限は、令和8年3月30日(月)とする。
  - (3) 意見書の提出は、直接持参、郵送、電子メールまたはファクシミリとする。
  - (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記する。
  - (5) 意見書の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (6) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ、結果を公告する。

(産業振興課農政係)